

久喜市教育委員会令和 8 年 7 月定例会

開催月日 令和 8 年 7 月 2 7 日（月曜日）

開催場所 久喜市役所 4 階 大会議室

開会時刻 午前 1 1 時 0 0 分

閉会時刻 午前 1 1 時 5 1 分

久喜市教育委員会令和 8 年 7 月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

第 2 前回会議録の承認

第 3 教育長報告

ア 令和 8 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号）（案）に係る意見聴取について

イ 久喜市議会令和 8 年 6 月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について

ウ 久喜市議会令和 8 年 6 月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

オ 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

第 4 議事

議案第 4 2 号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

議案第 4 3 号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

議案第 4 4 号 久喜市教育委員会表彰について

議案第 4 5 号 久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 4 6 号 令和 9 年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について

議案第 4 7 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について
〔追加項目〕

議案第 4 8 号 久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る意見聴取について

議案第 4 9 号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、個人情報を含む案件、審議・検討等情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 川 和 男
教育副部長 木 村 明 信
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二
参事兼指導課長 川 島 尚 之
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校給食課長 佐 藤 純 子
公民館事業推進室長 田 中 正 行

教育総務課

指導主事 恩 田 拓
課長補佐兼係長 相 園 浩 一

説明のための招致者

総合政策部アセットマネジメント推進課長 菊 地 諭

傍聴者 なし

午前 11 時 00 分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。先ほどまでは本年第 1 回の総合教育会議、大変お世話になりました。市内小・中学校は、7 月 18 日から 41 日間の夏季休業日となっています。連日猛暑日が続いていますけれども、子どもたちには熱中症対策をしっかりと取りながら、有意義な夏休みにしてほしいと願っています。

久喜市中学生国際親善交流事業として中学生 16 名、引率者 4 名の計 20 名が、7 月 21 日にローズバーク市に向けて出発いたしました。31 日までの 11 日間、北米大陸の雄大な自然の中で友情を深め、たくましく成長して帰ってくることを期待しております。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員 4 名と私を含め 5 名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の会議開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和 8 年 7 月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案 6 件、教育長報告 5 件の審議、報告を予定しておりましたが、議案 2 件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 48 号及び議案第 49 号を本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告エ及びオ並びに議案第 42 号、議案第 43 号及び議案第 49 号につきましては人事案件であること、議案第 44 号については個人情報を含む案件であること、議案第 45 号については審議・検討等情報を含む案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきます、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告エ及びオ並びに議案第 42 号から議案第 45 号及び議案第 49 号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定により、教育長に

において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、相園課長補佐にお願いします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和8年6月30日に開催いたしました令和8年6月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからオの5件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（案）に係る意見聴取の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ア、令和8年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和8年7月臨時会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして7月10日付で市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨答申させていただいたものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 別冊資料、令和8年度一般会計補正予算（第4号）、予算書の10ページを御覧ください。7項社会教育費、1目社会教育総務費、11、いきい

き活動センターしずか館解体事業 3,520 万 4,000 円の増でございます。当該事業は生涯学習課付の予算ですが、工事自体は工事関係部署へ執行委任して実施しており、令和 6 年度から 8 年度の複数年にわたる事業でございます。工事開始以来プール、旧校舎、体育館と解体を進めてまいりました。その中で、当初の契約には予定されていないものの、現場の状況から必要と判断し、実施してきた追加工事が複数発生しておりました。このたびの補正予算は、その追加工事分の費用でございます。追加工事に当たっては、契約額の 5 % を超える工事を実施する場合、条例により久喜市議会の議決が必要でしたが、工事金額の算定を誤り、議決を得ずに 5 % を超える追加工事が始まったことが判明し、不備が生じておりました。このことから、過日 7 月 24 日の久喜市議会の臨時会議でお諮りいただき、補正予算についてご議決をいただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 市のホームページに、このしずか館の解体工事に当たり公募型プロポーザルを行った結果、受託候補業者が決定したとありました。採点集計表を見ますと、技術提案として、周辺住環境等への配慮に係る提案とグラウンド利用者への配慮に係る提案とともに 18.3 点と比較的高い得点となっていました。この具体的な提案の内容について教えていただきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 執行委任で実施しておりますために、プロポーザルの詳細については当課では、恐れ入りますが、熟知しておりませんでした。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） プロポーザルに当たって、教育委員会からはどなたも業者選定の場には立ち会っていなかったということですか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 生涯学習課、教育委員会は関わっておりませんでした。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ただいまの報告については質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市議会令和 8 年 6 月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

ご報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 教育長報告イ、久喜市議会令和 8 年 6 月定例会議市政に対する質

問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料の3ページから18ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は全体で25名おり、うち教育委員会に関する質問は12名でございました。質問の概要につきましては、学校教育に関するものが4件、学校施設、学校統合等に関するものが3件、学校給食に関するものが2件、その他の質問が3件でございます。

なお、事前に資料等を配付させていただいておりますことから、個別の説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、久喜市議会令和8年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 教育長報告ウ、久喜市議会令和8年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料の19ページを御覧ください。6月定例会議で上程された議案のうち、教育委員会に関する議案は記載の2件でございまして、令和8年7月8日の定例会議最終日に全て原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告エ及びオ並びに議案第42号から議案第45号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時09分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、エ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 オ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、オ、久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第42号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第42号を上程し、これを議題といたします。
議案書の3ページを御覧ください。議案第42号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第43号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第43号を上程し、これを議題といたします。
議案書の5ページを御覧ください。議案第43号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第44号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第44号を上程し、これを議題といたします。
議案書の9ページを御覧ください。議案第44号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第45号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第45号を上程し、これを議題といたします。
議案書の11ページを御覧ください。議案第45号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

- 教育部長（野川和男） 議案第45号 久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明さ

せていただきます。

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を別紙のとおり改正することについての議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 45 号 久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書の 12 ページを御覧ください。本議案は、自治体が国のシステム等から登記情報の取得が可能となったことに伴い、申請等に係る登記事項証明書等の添付書類等を省略できるようにするため、市長部局において久喜市議会令和 8 年 9 月定例会議に上程を予定している条例改正及び規則改正に関連し、教育委員会規則について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。市長部局の規則改正に合わせ、題名及び本則中の規則名を改めるとともに、準用規定に係る文言整理を行うものでございます。

次に、附則でございます。この規則は、条例可決後に条例と同日に公布し、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 45 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この規則の一部改正ですけれども、名称の変更のように見えるのですが、この名称変更に伴って新たなデジタル計画とか、そういったものが何か予定されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） まず、名称の変更については法令の改正があり、市長部局の例規の名称が変わることから、それに合わせるものでございます。具体的な内容については、先ほど登記事項証明書が市の申請の際に省略することができるようになったと申し上げましたが、それ以外に市の条例規則の中では登記事項証明書、住民票の写し、戸籍事項証明書、印鑑登録証明書、これらが法令の改正に伴いましてできるようになることがあります。技術的には、現在は登記事項証明書だけ市の中で連動しておりますので、今後は市の手続、役所に出向いて何か申請をするときに添付書類として登記事項証明書を添付しなさいとされていたものが省略できると、そういう市民サービスの向上につながるといったものでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

ここで一旦会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休 憩

午前 11 時 27 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 46 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 46 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 14 ページを御覧ください。議案第 46 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 46 号 令和 9 年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択についての提案理由を説明させていただきます。

令和 9 年度に久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書を別紙のとおり採択することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 議案書 15 ページを御覧ください。学校教育法附則第 9 条の規定により、特別支援学級において、教科により当該学年用の検定済み教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、文部科学大臣による検定済み教科書以外の一般図書を使用することができるとなっております。

この規定に基づき、中学校 1 校から、お手元に資料を用意してございます一般図書の使用について要望がございましたので、採択の審議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 46 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号 令和 9 年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 47 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 47 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 16 ページを御覧ください。議案第 47 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 47 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立小学校、中学校または義務教育学校の就学予定者または在学者のうち教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問をしたいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 議案書 17 ページを御覧ください。久喜市障がい児就学支援委員会条例第 2 条に基づき、1、市立の小学校、中学校または義務教育学校に就学しようとする者または在学する者のうち障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断すること、2、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関することの 2 点を久喜市障がい児就学支援委員会に対し諮問してよいかどうかものです。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 47 号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） これで障がいの種類や程度が判断されて、保護者へ周知するわけですね。そうなったときに、保護者が例えば特別な、そういった医療機関に行って治療を受けるといったことはされるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） こちらからのこの就学支援委員会での判断につきましては、あくまで就学先を判断するための参考資料として提供させていただくもので、それを基に医療機関にかかるとか、そういった類いのものではございません。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 例えば保護者としては、そういった判断が出たときに子どもをそういった医療機関に連れていって、何か療育を受けるようなことにもつなが

ってくると思うのですけれども、久喜市では個別に、保護者がそういった医療機関に行くように促したりはしているのですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） この就学支援委員会の情報についてはあくまで一情報でしかなくて、大事なのは長い期間をかけて学校と保護者との間で、これも一つの情報として相談をずっと積み重ねていくことが重要だと認識しております。その過程において、この情報を基に、医療機関にかかってみようとか、そういった相談もあるものと存じます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 例えばある市によっては大学病院とか、そういったところと委員会が連携して、保護者が何か相談をしたいという場合はそういったところにつなげたりしている市もあるようなのです。例えば発達障がいですとか、そういったものがあつたときに保護者が医療機関へ行こうとしてもなかなか予約を取れなくて、診断がだんだん遅れていったりということもあるみたいなのですが、何か市のほうと連携してそういったところにつなげたりという取組は、久喜市としては特にしていないということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 外部機関に優先的にご紹介するといったことは行っておりません。

○教育長（柿沼光夫） 就学支援委員会の委員として市内の小児科医、土屋先生が委員として入られているので、医学的な助言は土屋先生にいただいているのですけれども、ただ、今非常に予約が取れないということは私どもも聞いております。そういう意味での連携をしているということは今ない状況なのですが、なかなか専門医が少ないので、できるのかどうかというのも、こういう医療を受けたいとか、相談したいというニーズのほうが多いのが現状ですので、今すぐにとというのは少し難しいかなと思います。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 例えば、保護者がどういったところにかかったらいいとか、分からない方も多いと思うのです。そういったときに、委員会がここと提携していますよと、すぐつなげてもらえるような医療機関があれば、保護者としても少し情報が得られて安心するのかなと思ったので、お伺いしました。

○教育長（柿沼光夫） 就学支援委員会でお話ししていただいて、もし何かアドバイスがあれば聞いておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） この会議に、要はかけられるというか、お子さんというのは、幼稚園、保育園の先生方から見てこの子とはというようなことで上がってくるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川島尚之） 就学時健康診断の際に確認が必要だとなったお子さんにつ

いて就学支援を行っております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第 48 号につきましては、上程する前に委員の皆様にお諮りをいたします。

本議案につきましては、市長部局において実施を予定している久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る教育委員会所管施設部分についての意見聴取でございます。このことから、本日は当該事務を所管する職員に質疑対応等をお願いしたいと思いますが、総合政策部アセットマネジメント推進課長の本会議への出席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、アセットマネジメント推進課長の出席を許可することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 36 分 休 憩

午前 11 時 36 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） それでは、再開いたします。

アセットマネジメント推進課長、よろしくどうぞお願いいたします。

◎議案第 48 号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 48 号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 48 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 48 号 久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る意見聴取についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき久喜市公共施設個別施設計画の改訂について意見を求められたので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長及びアセットマネジメント推進課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 48 号 久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る意見聴取についてご説明申し上げます。

追加議案書の 4 ページを御覧ください。本議案は、市長部局において実施を予定している久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る教育委員会所管施設部分についての意見聴取でございます。令和 8 年 7 月 23 日付で久喜市長から意見聴取がありましたことから、本会議に議案として提出させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたします。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長（菊地 諭） アセットマネジメント推進課長の菊地でございます。本日は教育委員会の皆様にご審議いただく時間を頂戴いたしましてありがとうございます。引き続き審議いただく内容についてご説明申し上げます。

本件は、令和 8 年 7 月 22 日に開催いたしました久喜市公共施設個別施設計画検討委員会におきまして答申をいただきましたので、教育委員会が所管する施設について諮問をさせていただくものでございます。本来であれば、検討委員会の答申をいただく前に教育委員会が関係する施設について協議をさせていただき、ご意見をいただくべきところでございますが、今回につきましては計画に表記されている施設名の変更といった時点修正であることから割愛させていただいておりますことをご了承いただきたいと存じます。

また、本日の内容につきましては、既に普通財産となっている鷺宮小学校、上内小学校が含まれておりますが、教育委員会が所管している個別施設計画の学校施設編に掲載がございますことから、両小学校も含めてご審議いただきたいと存じます。

それでは、補足説明をさせていただきます。本市では、次世代へ安全、安心かつ魅力ある公共施設を引き継ぐため、施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践する基本方針や方向性、年次計画を定めることを目的に、久喜市公共施設個別施設計画を作成しております。今回の一部改訂につきましては、現計画で「方向性について検討」としていた施設の方向性を明確にすることや、第 1 期中に「除却」としていた施設の利用者などから存続を求める要望等を受け、これを真摯に受け止め、存続することとしたことから、その方向性を計画に反映するために見直しを実施するところでございます。

続きまして、個々の施設の見直し内容につきましてご説明させていただきます。資料の 5 ページをお願いいたします。資料 1、第 5 章、施設分類別適正配置計画新旧対照表を御覧ください。この資料につきましては、個別施設計画にございます個々の施設の将来の方向性を示した施設分類別適正配置計画の見直し前と見直し後を表したものでございまして、教育委員会が関係し、かつ変更がある施設のみを抜粋したものでございます。資料の右側、旧と記載したものが見直し前、左側、新と記載したものが見直し後でございます。

初めに、学校教育系施設でございます。表の右側、旧の取組内容欄には鷺宮小学校、上内小学校及び鷺宮西中学校を統合し、（仮称）鷺宮義務教育学校を整備する内容となっております。

おりますが、既に整備が済んでおり、表の左側、新の取組内容欄に上内小学校は令和 7 年 5 月 1 日、鷺宮小学校及び鷺宮西中学校は令和 8 年 4 月 1 日に統合済みであることを加えるとともに、(仮称) 鷺宮義務教育学校の名称を鷺宮西小中学校に改めてまいりたいと考えております。また、上内小学校につきましては建物の活用の方向性を検討としておりますが、行政目的で使用しない施設は原則売却するという当市の方針に基づき、譲渡とする方向にしていまいりたいと考えております。

次に、図書館・資料館でございます。こちらは地域の皆さまからのご意見により、(新) 栗橋行政センターから(新) 栗橋市民プラザへ名称を変更したいと考えております。取組内容の変更はございません。

続きまして、6 ページ、資料 2 をお願いいたします。第 6 章、施設分類別保全計画新旧対照表でございます。こちらの資料につきましては、先ほどの資料 1 の施設分類別適正配置計画を踏まえ、令和 3 年度から令和 11 年度までの第 1 期中に何らかの対策が行われる施設の各年度における対策内容及び概算の対策費用を示したものでございます。上内小学校につきましては、これまで方向性を検討としていたことから第 1 期中の対策はなく、空欄としておりましたが、その方向性を譲渡に見直し、令和 8 年度に実施してまいりたいと考えております。

次に、(仮称) 鷺宮義務教育学校は令和 6 年度及び令和 7 年度に新築とし、概算費用約 20 億円を計上しておりましたが、名称を鷺宮西小中学校と改め、新築費用も同一敷地内に新築した鷺宮西学童クラブ分の費用を差し引いた 19 億 2,800 万円としております。

最後になりますが、本件につきましては久喜市議会令和 8 年 9 月定例会議に議案として上程してまいりたいと考えております。

久喜市公共施設個別施設計画の一部改訂についてのご説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○教育長(柿沼光夫) 議案第 48 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員(渋谷克美) 参考までに伺いたいのですが、普通財産となりました上内小学校を譲渡、売却した場合ですが、これは土地によっては、その使用目的というのがある程度限られてくるところもあるかと思うのですが、上内小学校の場合は売却した場合、例えば住宅が建つとか、そういった利用も可能なのでしょうか。

○教育長(柿沼光夫) アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長(菊地 諭) こちらは市街化区域ですので、住宅等になる可能性も売却先によってはございます。

○教育長(柿沼光夫) 渋谷委員。

○委員(渋谷克美) 逆に言いますと、市街化調整区域の場合は利用目的がある程度限られるという、そういうことにもなるのでしょうか。

○教育長(柿沼光夫) アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長（菊地 諭） おっしゃるとおり、市街化調整区域ですとやはり都市計画法に基づいて制限がかかってくるものでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 鷺宮小学校については今後検討ということになっていますが、今の段階では全く何も決まっていない状態ですか。

○教育長（柿沼光夫） アセットマネジメント推進課長。

○アセットマネジメント推進課長（菊地 諭） 鷺宮小学校につきましては、まだ課題の整理が終わっていない部分がございます、引き続き検討をしてみたいということで考えております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 久喜市公共施設個別施設計画の改訂に係る意見聴取については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

アセットマネジメント推進課長におかれましては、本会議にご出席をいただきましてありがとうございました。ここで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休 憩

午前 11 時 46 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

議案第 49 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆様、一時退室をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休 憩

午前 11 時 46 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の議案第 49 号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長を除く事務局職員につきましては退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休 憩

午前 11 時 47 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

資料の配付をお願いいたします。

◎議案第 49 号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 49 号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の 7 ページを御覧ください。議案第 49 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

午前 11 時 50 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

午前 11 時 50 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和 8 年 8 月 24 日 月曜日午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階 庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は8月24日月曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午前11時51分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和8年7月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年8月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋谷 克 美